規　則

○原子力規制委員会規則第四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十五条の二第二項及び第五十六条の三第一項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二日　　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則

核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表　核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（工事の技術上の基準） **第二条の五**　法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。 ［イ～ホ　略］ ヘ　プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。 ［ト・チ　略］ ［二～三十六　略］ （核燃料物質の使用） **第二条の十一の六**　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第六号の規定は、適用しない。 一　［略］ 一の二　プルトニウム等を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。 イ　プルトニウム等が飛散し又は漏えいするおそれがない場合 ロ　プルトニウム等の数量が三十七メガベクレル以下の場合 ［二～六　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（工事の技術上の基準） **第二条の五**　法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。 ［イ～ホ　同上］ ヘ　プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。 ［ト・チ　同上］ ［二～三十六　同上］ （核燃料物質の使用） **第二条の十一の六**　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第六号の規定は、適用しない。 一　［同上］ ［号を加える。］ ［二～六　同上］